

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年12月22日

【発行者名】 グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
(Global Opportunities Access)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
マデュー・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、J.F.ケネディ通り33A
(33A Avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
- ハイ・イールド・アンド・EMボンド
- グローバル・ボンド(米ドル)
- コーポレート・ボンド
- グローバル・エクイティ
- グローバル・エクイティ
- キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド
(Global Opportunities Access
- High Yield and EM Bonds
- Global Bonds USD
- Corporate Bonds
- Global Equities
- Global Equities
- Key Multi-Manager Hedge Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
ハイ・イールド・アンド・EMボンド
クラスF-acc投資証券
クラスF-acc円ヘッジ投資証券

グローバル・ボンド(米ドル)

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

コーポレート・ボンド

クラスF-acc投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

グローバル・エクイティ

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

グローバル・エクイティ

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

ハイ・イールド・アンド・EMボンド

クラスF-acc投資証券

11億6,930万米ドル(約1,281億円)

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

1,052億2,000万円

グローバル・ボンド(米ドル)

クラスF-acc投資証券

10億6,310万米ドル(約1,165億円)

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

996億8,000万円

コーポレート・ボンド

クラスF-acc投資証券

11億2,830万米ドル(約1,236億円)

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

1,045億円

グローバル・エクイティ

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

12億4,340万米ドル(約1,362億円)

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

1,186億2,000万円

グローバル・エクイティ

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

13億650万米ドル(約1,431億円)

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

1,218億6,000万円

キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

クラスF-acc米ドルヘッジ投資証券

10億8,600万米ドル(約1,190億円)

クラスF-acc円ヘッジ投資証券

1,050億5,000万円

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2019年10月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(ハイ・イールド・アンド・EMボンドのクラスF-acc投資証券については116.93米ドル(約12,811円)、F-acc円ヘッジ投資証券については10,522円、グローバル・ボンド(米ドル)のクラスF-acc投資証券については106.31米ドル(約11,647円)、F-acc円ヘッジ投資証券については9,968円、コーポレート・ボンドのクラスF-acc投資証券については112.83米ドル(約12,362円)、F-acc円ヘッジ投資証券については10,450円、グローバル・エクイティのクラスF-acc米ドルヘッジ投資証券については124.34米ドル(約13,623円)、F-acc円ヘッジ投資証券については11,862円、グローバル・エクイティのクラスF-acc米ドルヘッジ投資証券については130.65米ドル(約14,314円)、F-acc円ヘッジ投資証券については12,186円、およびキー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンドのクラスF-acc米ドルヘッジ投資証券については108.60米ドル(約11,898円)、F-acc円ヘッジ投資証券については10,505円に、それぞれ1,000万口を乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2019年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.56円)による。

(注3) 本投資法人の名称が2019年4月18日付でUBSグローバル・ソリューションズ(UBS Global Solutions)からグローバル・オポチュニティーズ・アクセス(Global Opportunities Access)に変更された。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和2年1月31日付をもって提出した有価証券届出書（令和2年4月30日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）につきまして、投資方針、投資制限、手数料等及び税金、役員の状態、資産の評価、定義等の変更に伴い設立地の目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

投資目的

本投資法人の主要な目的は、投資リスクを十分に考慮しつつ、市場サイクルを通して元本の成長を達成することである。

各サブ・ファンドの投資方針

（中略）

レバレッジ

バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）アプローチを用いるUCITSのレバレッジは、CSSF指令11/512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として定義される。投資主は、この定義により特に以下に述べる理由からレバレッジが人為的に高くなり、実際の経済的リスクを正しく反映していない場合があることに留意すべきである。

- 派生商品の利用が投資目的であるかヘッジ目的であるかにかかわらず、想定元本の総額によるアプローチに従い計算されるレバレッジが増加する。
- 金利派生商品の存続期間を考慮しない。その結果、短期金利派生商品の経済的リスクがかなり低いにもかかわらず、短期金利派生商品において長期金利派生商品と同等のレバレッジが発生する。

VaRアプローチを用いるUCITSの経済的リスクは、UCITSリスク管理プロセスにより管理される。ここには、派生商品を含むあらゆるポジションの市場リスクを含めて算出したVaRに対する制限が含まれる。VaRは、包括的ストレステスト・プログラムにより補完される。

VaRアプローチを用いる各サブ・ファンドのレバレッジの平均は、以下の表に示す範囲内になると予想される。レバレッジは、想定元本の総額と該当するサブ・ファンドの純資産価額との比率として以下の表に示されている。一定の状況下では、すべてのサブ・ファンドについてレバレッジ額がより大きくなる可能性がある。

サブ・ファンド	グローバル・リスク計算法	予想レバレッジ比率	参照ポートフォリオ
ハイ・イールド・アンド・EMボンド	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし
グローバル・ボンド（米ドル）	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし

コーポレート・ボンド	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし
グローバル・エクイティ	相対VaRアプローチ	0 - 3	参照ポートフォリオは、国際的エクイティの広く分散されたポートフォリオの資産を反映する。
グローバル・エクイティ	相対VaRアプローチ	0 - 3	参照ポートフォリオは、国際的エクイティの広く分散されたポートフォリオの資産を反映する。
キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし

証券金融取引およびトータル・リターン・スワップのエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約/リバース・レポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約		リバース・レポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
ハイ・イールド・アンド・EMボンド	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%
グローバル・ボンド（米ドル）	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%
コーポレート・ボンド	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%
グローバル・エクイティ	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%
グローバル・エクイティ	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%
キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%

<サブ・ファンド>

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - ハイ・イールド・アンド・EMボンド

目的と戦略

サブ・ファンドの投資目的は、主にハイイールド債および新興市場の債券に対するエクスポージャーを間接的に追求することによる長期的な資産の値上がりである。リターンの構成要素は利息からのインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインである。出資元本は保護されず、投資目的が達成されるとの保証はない。サブ・ファンドの基準通貨は米ドルである。

投資運用会社は、投資戦略を実施するために、預金、UCITSまたはその他のUCIの投資証券または受益証券、UCITSの適格証券および派生商品等の異なる種類の投資商品に投資することができる。投資運用会社は、単一銘柄の債券に投資することはない。

投資運用会社は、特定の市況において、サブ・ファンドの価値を守るためにサブ・ファンドの資産の大部分を上限に投資適格債券およびマネー・マーケット・ファンドに資産を配分することができる。

サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、中程度の変動が予想され、長期的な資産価値の値上がりを投資目的とする、ハイイールド債および新興市場の債券へのエクスポージャーを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・ボンド(米ドル)

目的と戦略

サブ・ファンドの投資目的は、主に固定利付資産に対するエクスポージャーを間接的に追求することにより、長期的に資産を保護することである。リターン構成要素は適度なキャピタル・ゲインにより補われる利息からのインカム・ゲインである。出資元本は保護されず、投資目的が達成されるとの保証はない。サブ・ファンドの基準通貨は米ドルである。

投資運用会社は、投資戦略を実施するために、預金、UCITSまたはその他のUCIの投資証券または受益証券、UCITSの適格証券および派生商品等の様々な種類の投資商品に投資することができる。投資運用会社は、単一銘柄の債券に投資することはない。

サブ・ファンドは、高格付債券に対する戦略的なエクスポージャーを得ることができ、社債、ハイイールド債および新興市場の債券を含む、他の固定利付の各資産クラスへのエクスポージャーを戦術的に展開することができる。

サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、適度な変動が予想され、長期的な資産の保護を投資目的とする、固定利付のポートフォリオを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - コーポレート・ボンド

目的と戦略

サブ・ファンドの投資目的は、主に社債へのエクスポージャーを間接的に追求することによる、長期ベースの適度な資産価値の値上がりである。リターン構成要素はキャピタル・ゲインにより補われる利息からのインカム・ゲインである。出資元本は保護されず、投資目的が達成されるとの保証はない。サブ・ファンドの基準通貨は米ドルである。

投資運用会社は、投資戦略を実施するために、預金、UCITSまたはその他のUCIの投資証券または受益証券、UCITSの適格証券および派生商品等の異なる種類の投資商品に投資することができる。投資運用会社が単一銘柄の債券に投資することはない。投資運用会社は、特定の市況において、サブ・ファンドの価値を守るためにサブ・ファンドの資産の大部分を上限に(社債と社債以外の)高格付債券およびマネー・マーケット・ファンドに配分することができる。サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、適度な変動が予想され、長期ベースの適度な資産価値の値上がりを投資目的とする、社債のエクスポージャーを求める投資家に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・エクイティ

目的と戦略

サブ・ファンドの投資目的は、グローバルな株式に対するエクスポージャーを直接的または間接的に追求することによる長期ベースの大幅な資産価値の値上がりである。リターン構成要素はキャピタル・ゲインおよび配当からの少額のインカム・ゲインである。出資元本は保護されず、投資目的が達成されるとの保証はない。サブ・ファンドの基準通貨はユーロである。

投資運用会社は、投資戦略を実施するために、単一銘柄の株式預金、UCITSまたはその他のUCIファンドの投資証券または受益証券、UCITSの適格証券および派生商品等の異なる種類の投資商品に投資することができる。

サブ・ファンドは、グローバルな株式の戦略的なポジションを取ることができ、派生商品の利用によりグローバルな株式市場に対してレバレッジをかけたエクスポージャー（ロングおよびショート of 双方）を展開することができる。

サブ・ファンドはサブ・ファンドの純資産価格の少なくとも51%をエクイティ投資対象に投資する。

サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨がユーロで、大きな変動が予想され、長期ベースの大幅な資産価値の値上がりを投資目的とする、グローバルな株式のエクスポージャーを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・エクイティ

目的と戦略

サブ・ファンドの投資目的は、グローバルな株式に対するエクスポージャーを直接的または間接的に追求することによる長期ベースの大幅な資産価値の値上がりである。リターンは構成要素はキャピタル・ゲインおよび配当からの少額のインカム・ゲインである。出資元本は保護されず、投資目的が達成されるとの保証はない。サブ・ファンドの基準通貨はユーロである。

投資運用会社は、投資戦略を実施するために、単一銘柄の株式預金、UCITSまたはその他のUCIの投資証券または受益証券、UCITSの適格証券および派生商品等の異なる種類の投資商品に投資することができる。

サブ・ファンドは、グローバルな株式の戦略的なエクスポージャーを取ることができ、派生商品の利用を通じてグローバルな株式市場に対してレバレッジをかけたエクスポージャー（ロングおよびショート of 双方）を展開することができる。サブ・ファンドの戦略は「グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・エクイティ」の投資戦略と似ているが、個々の株式市場の戦術的なオーバーウエイト/アンダーウエイトを同一方向で、ただし限定的な範囲で行うことができる。

サブ・ファンドはサブ・ファンドの純資産価格の少なくとも51%をエクイティ投資対象に投資する。

サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨がユーロで、大きな変動が予想され、長期ベースの大幅な資産価値の値上がりを投資目的とする、グローバルな株式へのエクスポージャーを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

目的と戦略

サブ・ファンドの投資目的は、長期の継続的かつ魅力的なリスク調整ベースの元本の成長を追求することである。出資元本は保護されず、投資目的が達成されるとの保証はない。サブ・ファンドの基準通貨はユーロである。

サブ・ファンドは、オルタナティブな投資戦略を遂行し、かつ従来のロングオンリーのUCITSよりも幅広い金融商品の取引を行う他のUCITSおよびその他のUCI（投資先の投資信託）に主に投資する。投資先の投資信託は、主に派生商品、レポ、金融指数またはその他の組成技法（例えば、シンセティック・ショート of 創出、投資目的のためのシンセティック・レバレッジの利用または直接的でない適格

資産カテゴリーの取得)を通じて、UCITSの枠組みにおいて認められる洗練された投資技法(EPM技法を含む。)を採用することができる。投資先の投資信託は、サブ・ファンドの投資運用会社により、徹底的な選別および精査を経て、量的および定性的な評価基準を考慮の上で選定される。サブ・ファンドは本書に記載される他の認められる投資対象に投資することもできる。

典型的な投資家の特徴

サブ・ファンドは、主に、オルタナティブな投資戦略を遂行し、長期の継続的かつ魅力的なリスク調整ベースの元本の成長を投資目的とする、UCITSおよびその他のUCIの分散化されたポートフォリオを求めるリスク許容度の高い投資家に向いている。

<訂正後>

投資目的

本投資法人の主要な目的は、投資リスクを十分に考慮しつつ、市場サイクルを通して元本の成長を達成することである。

各サブ・ファンドの投資方針

(中略)

レバレッジ

バリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)アプローチを用いるUCITSのレバレッジは、CSSF指令11/512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として定義される。投資主は、この定義により特に以下に述べる理由からレバレッジが人為的に高くなり、実際の経済的リスクを正しく反映していない場合があることに留意すべきである。

- 派生商品の利用が投資目的であるかヘッジ目的であるかにかかわらず、想定元本の総額によるアプローチに従い計算されるレバレッジが増加する。
- 金利派生商品の存続期間を考慮しない。その結果、短期金利派生商品の経済的リスクがかなり低いにもかかわらず、短期金利派生商品において長期金利派生商品と同等のレバレッジが発生する。

VaRアプローチを用いるUCITSの経済的リスクは、UCITSリスク管理プロセスにより管理される。ここには、派生商品を含むあらゆるポジションの市場リスクを含めて算出したVaRに対する制限が含まれる。VaRは、包括的ストレステスト・プログラムにより補完される。

VaRアプローチを用いる各サブ・ファンドのレバレッジの平均は、以下の表に示す範囲内になると予想される。レバレッジは、想定元本の総額と該当するサブ・ファンドの純資産価額との比率として以下の表に示されている。一定の状況下では、すべてのサブ・ファンドについてレバレッジ額がより大きくなる可能性がある。

サブ・ファンド	グローバル・リスク計算法	予想レバレッジ比率	参照ポートフォリオ
ハイ・イールド・アンド・EM債券	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし
グローバル・債券(米ドル)	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし
コーポレート・債券	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし

グローバル・エクイティ	相対VaRアプローチ	0 - 3	MSCIワールドEURヘッジあり(ブルームバーグ・ティッカー: MXWOHEUR インデックス)を90% MSCI エマージング・マーケット(ヘッジなし)(ブルームバーグ・ティッカー: MSDEEEMN インデックス)を10%
グローバル・エクイティ	相対VaRアプローチ	0 - 3	MSCIワールドEURヘッジあり(ブルームバーグ・ティッカー: MXWOHEUR インデックス)を90% MSCI エマージング・マーケット(ヘッジなし)(ブルームバーグ・ティッカー: MSDEEEMN インデックス)を10%
キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし

証券金融取引およびトータル・リターン・スワップのエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約/リバース・レポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー(いずれの場合も、純資産価額に対する割合)は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約		リバース・レポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
ハイ・イールド・アンド・EMボンド	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%
グローバル・ボンド(米ドル)	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%
コーポレート・ボンド	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%
グローバル・エクイティ	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%
グローバル・エクイティ	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%
キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%

<サブ・ファンド>

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - ハイ・イールド・アンド・EMボンド

目的と戦略

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資目的は主にハイイールド債および新興市場の債券に対するエクスポージャーを間接的に追求することによる長期的な資産の値上がりである。リターン

の構成要素は利息からのインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインである。出資元本は保護されず、投資目的が達成されるとの保証はない。サブ・ファンドの基準通貨は米ドルである。

投資運用会社は、投資戦略を実施するために、預金、UCITSまたはその他のUCIの投資証券または受益証券、UCITSの適格証券および派生商品等の異なる種類の投資商品に投資することができる。投資運用会社は、単一銘柄の債券に投資することはない。

投資運用会社は、特定の市況において、サブ・ファンドの価値を守るためにサブ・ファンドの資産の大部分を上限に投資適格債券およびマネー・マーケット・ファンドに資産を配分することができる。

サブ・ファンドの資産はリスク分散の原則に従い投資される。サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、ベンチマーク指数による制約を受けない。ベンチマーク指数はパフォーマンスの比較目的のために使用されない。

サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、中程度の変動が予想され、長期的な資産価値の値上がりを投資目的とする、ハイイールド債および新興市場の債券へのエクスポージャーを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・ボンド (米ドル)

目的と戦略

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資目的は主に固定利付資産に対するエクスポージャーを間接的に追求することにより、長期的に資産を保護することである。リターンは構成要素は適度なキャピタル・ゲインにより補われる利息からのインカム・ゲインである。出資元本は保護されず、投資目的が達成されるとの保証はない。サブ・ファンドの基準通貨は米ドルである。

投資運用会社は、投資戦略を実施するために、預金、UCITSまたはその他のUCIの投資証券または受益証券、UCITSの適格証券および派生商品等の様々な種類の投資商品に投資することができる。投資運用会社は、単一銘柄の債券に投資することはない。

サブ・ファンドは、高格付債券に対する戦略的なエクスポージャーを得ることができ、社債、ハイイールド債および新興市場の債券を含む、他の固定利付の各資産クラスのエクスポージャーを戦術的に展開することができる。

サブ・ファンドの資産はリスク分散の原則に従い投資される。サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、ベンチマーク指数による制約を受けない。ベンチマーク指数はパフォーマンスの比較目的のために使用されない。

サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、適度な変動が予想され、長期的な資産の保護を投資目的とする、固定利付のポートフォリオを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - コーポレート・ボンド

目的と戦略

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資目的は主に社債へのエクスポージャーを間接的に追求することによる、長期ベースの適度な資産価値の値上がりである。リターンは構成要素はキャピタル・ゲインにより補われる利息からのインカム・ゲインである。出資元本は保護されず、投資目的が達成されるとの保証はない。サブ・ファンドの基準通貨は米ドルである。

投資運用会社は、投資戦略を実施するために、預金、UCITSまたはその他のUCIの投資証券または受益証券、UCITSの適格証券および派生商品等の異なる種類の投資商品に投資することができる。投資運用会社が単一銘柄の債券に投資することはない。投資運用会社は、特定の市況において、サブ・ファンドの価値を守るためにサブ・ファンドの資産の大部分を上限に（社債と社債以外の）高格付債券およびマネー・マーケット・ファンドに配分することができる。

サブ・ファンドの資産はリスク分散の原則に従い投資される。サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、ベンチマーク指数による制約を受けない。ベンチマーク指数はパフォーマンスの比較目的のために使用されない。

サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、適度な変動が予想され、長期ベースの適度な資産価値の値上がりを投資目的とする、社債のエクスポージャーを求める投資家に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・エクイティ

目的と戦略

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資目的はグローバルな株式に対するエクスポージャーを直接的または間接的に追求することによる長期ベースの大幅な資産価値の値上がりである。リターンの構成要素はキャピタル・ゲインおよび配当からの少額のインカム・ゲインである。出資元本は保護されず、投資目的が達成されるとの保証はない。サブ・ファンドの基準通貨はユーロである。

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、ポートフォリオ構築、パフォーマンス比較およびリスク管理の参照として、MSCIワールドEURヘッジあり（MXWOEURインデックス）の90%およびMSCIエマージング・マーケット（ヘッジなし）（MSDEEMNインデックス）の10%による合成指数を参照ベンチマーク指数として使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる投資証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照ベンチマーク指数のバージョン（利用できる場合）を使用する。ポートフォリオの一部を参照ベンチマーク指数と同一の商品に同一の割合で投資することができるが、投資運用会社は特定の投資機会を有効に利用する目的で、参照ベンチマーク指数に含まれていない発行体に投資する裁量を行使することができる。したがって、市場のボラティリティが高くなる期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスが参照ベンチマーク指数から大きく乖離することがある。

投資運用会社は、投資戦略を実施するために、単一銘柄の株式預金、UCITSまたはその他のUCIファンドの投資証券または受益証券、UCITSの適格証券および派生商品等の異なる種類の投資商品に投資することができる。

サブ・ファンドは、グローバルな株式の戦略的なポジションを取ることができ、派生商品の利用によりグローバルな株式市場に対してレバレッジをかけたエクスポージャー（ロングおよびショートの双方）を展開することができる。

サブ・ファンドはサブ・ファンドの純資産価格の少なくとも51%をエクイティ投資対象に投資する。

サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨がユーロで、大きな変動が予想され、長期ベースの大幅な資産価値の値上がりを投資目的とする、グローバルな株式のエクスポージャーを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・エクイティ

目的と戦略

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資目的はグローバルな株式に対するエクスポージャーを直接的または間接的に追求することによる長期ベースの大幅な資産価値の値上がりである。リターンの構成要素はキャピタル・ゲインおよび配当からの少額のインカム・ゲインである。出資元本は保護されず、投資目的が達成されるとの保証はない。サブ・ファンドの基準通貨はユーロである。

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、ポートフォリオ構築、パフォーマンス比較およびリスク管理の参照として、MSCIワールドEURヘッジあり（MXWOEURインデックス）の90%およびMSCIエマージング・マーケット（ヘッジなし）（MSDEEMNインデックス）の10%による合成指数を参照ベンチマーク指数として使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる投資証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照ベンチマーク指数のバージョン（利用できる場合）を使用する。ポートフォリオの一部を参照ベンチマーク指数と同一の商品に同一の割合で投資することができるが、投資運用会社は特定の投資機会を有効に利用する目的で、参照ベンチマーク指数に含まれていない発行体に投資する裁量を行使することができる。したがって、市場のボラティリティが高くなる期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスが参照ベンチマーク指数から大きく乖離することがある。

投資運用会社は、投資戦略を実施するために、単一銘柄の株式預金、UCITSまたはその他のUCIの投資証券または受益証券、UCITSの適格証券および派生商品等の異なる種類の投資商品に投資することができる。

サブ・ファンドは、グローバルな株式の戦略的なエクスポージャーを取ることができ、派生商品の利用を通じてグローバルな株式市場に対してレバレッジをかけたエクスポージャー（ロングおよびショートの方）を展開することができる。サブ・ファンドの戦略は「グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - グローバル・エクイティ」の投資戦略と似ているが、個々の株式市場の戦術的なオーバーウエイト/アンダーウエイトを同一方向で、ただし限定的な範囲で行うことができる。

サブ・ファンドはサブ・ファンドの純資産価格の少なくとも51%をエクイティ投資対象に投資する。

サブ・ファンドは、流動性のために短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨がユーロで、大きな変動が予想され、長期ベースの大幅な資産価値の値上がりを投資目的とする、グローバルな株式へのエクスポージャーを求める投資者に向いている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス - キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンド

目的と戦略

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資目的は長期の継続的かつ魅力的なリスク調整ベースの元本の成長を追求することである。出資元本は保護されず、投資目的が達成されるとの保証はない。サブ・ファンドの基準通貨はユーロである。

商品の選択の基準としてはベンチマークを使用しない。サブ・ファンドはアクティブな運用を行うが、HFRXグローバル・ヘッジ・ファンド・インデックス、HFRIファンド・オブ・ファンズ・コンポジット、FTSEブロード・インベストメント・グレード、MSCI ACWIネット・トータル・リターンまたはそれ以外の一切のインデックスもしくはその合成インデックスに追随するものではなく、これらにより制約を受けるものでもない。したがって、特定の参照指数のパフォーマンスからリターンが大幅に乖離することがある。参照先の指数および金利が、内部のモニタリング・レポート、パフォーマンス比較およびリスク統計計算の目的のための販売および/または販売後の資料に含まれることがある。

サブ・ファンドは、オルタナティブな投資戦略を遂行し、かつ従来のロングオンリーのUCITSよりも幅広い金融商品の取引を行う他のUCITSおよびその他のUCI(投資先の投資信託)に主に投資する。投資先の投資信託は、主に派生商品、レボ、金融指数またはその他の組成技法(例えば、シンセティック・ショートの新出、投資目的のためのシンセティック・レバレッジの利用または直接的でない適格資産カテゴリーの取得)を通じて、UCITSの枠組みにおいて認められる洗練された投資技法(EPM技法を含む。)を採用することができる。投資先の投資信託は、サブ・ファンドの投資運用会社により、徹底的な選別および精査を経て、定量的および定性的な評価基準を考慮の上で選定される。サブ・ファンドは本書に記載される他の認められる投資対象に投資することもできる。

典型的な投資家の特徴

サブ・ファンドは、主に、オルタナティブな投資戦略を遂行し、長期の継続的かつ魅力的なリスク調整ベースの元本の成長を投資目的とする、UCITSおよびその他のUCIの分散化されたポートフォリオを求めるリスク許容度の高い投資家に向いている。

(4) 投資制限

<訂正前>

本投資法人およびサブ・ファンドは、以下の投資制限に従う。サブ・ファンドの資産の運用は、以下の投資制限の範囲で行われる。

サブ・ファンドには、本書の関連部分に記載された投資制限が追加される可能性がある。

1. 投資対象および投資制限

1.1 本投資法人の投資対象は以下のみとする。

- (a) EU加盟国の証券取引所に正式に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- (b) 他の規制を受ける市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- (c) 証券取引所に正式に上場されているか、または西欧、東欧、アジア、オセアニア、アメリカ大陸もしくはアフリカのいずれかの別の国の規制を受ける市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- (d) 新規発行の譲渡性のある証券および短期金融商品。ただし、(i) 発行条件に、上記1.1(a)、(b)および(c)に記載される証券取引所または規制を受ける市場への正式な上場許可申請を行う旨が盛り込まれていること、ならびに()かかる許可が発行から一年以内に下りることを条件とする。
- (e) EU加盟国に所在しているか否かを問わず、UCITS指令第1条(2)a)およびb)が定義するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券。ただし、(i)かかるその他のUCIが、EU法に規定されるものと同等であるとルクセンブルグの監督当局がみなす監督に服する旨および当局との間の協力が十分に保証される旨を定める法律に基づき認可されていること、()かかるその他のUCIの受益者の保護水準がUCITSの受益者に提供されるものと同等であること。特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券と短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS指令の要件と同等であること、()かかるその他のUCIの業務が、報告期間中の資産と負債、収益および事業運営についての評価を行えるように半期報告書および年次報告書で報告されること、()取得が完了しているUCITSまたはその他のUCIの純資産の10%を超えて、そのファンドの規則または設立文書に従い、他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資しないことを条件とする。
- (f) 要求払いができまたは引出権があり、かつ期間が12か月までの金融機関への預金。ただし、金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあること、またはEU非加盟国に金融機関の登記上の事務所がある場合はCSSFがEU法に基づくものと同等とみなす健全性の規則に服していることを条件とする。

- (g) 上記1.1(a)、(b)および(c)に記載される規制を受ける市場で取引されている金融派生商品(同様の現金決済商品を含む。)および/または店頭派生商品。ただし、(i)裏付け商品が、本書に記載される自らの投資目的に基づいてサブ・ファンドが投資することができる上記1.1に挙げる商品、金融指数、金利、外国為替相場または通貨であること、()店頭派生商品の取引相手が、一流の金融機関であること、および()店頭派生商品が、日々行われる信頼できる検証可能な評価の対象であり、本投資法人の戦略に基づき公正価値でいつでも相殺取引により売却、清算または手仕舞いできることを条件とする。
- (h) 規制を受ける市場で取引される短期金融商品以外の短期金融商品。ただし、その発行または発行体自身が投資家および貯蓄の保護のための規制が適用されている場合に限り、また、かかる商品が、(i)EU加盟国の中央、地域、地方の機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合同しくは欧州投資銀行、EU非加盟国、もしくは連邦国家の場合に連邦の加盟国、もしくは一国もしくは複数国のEU加盟国が属する公的国際機関が発行もしくは保証していること、または()上記1.1(a)、1.1(b)もしくは1.1(c)に記載した取引所に上場されているもしくは規制を受ける市場で有価証券が取引されている事業者が発行していること、または()EU法に定められる基準に基づく健全性の監督に服する機関、もしくはEU法に定められるものと少なくとも同程度に厳格であるとCSSFがみなす健全性の規則に服しこれを遵守している機関が発行もしくは保証していること、または()CSSFが承認したカテゴリーに属するその他の発行体が発行していること。ただし、かかる商品への投資には上記の第1文、第2文および第3文に定めるものと同等の投資家保護規則が適用され、発行体が、(A)1,000万ユーロ以上の資本金および準備金を有し、かつ、指令78/660/EECに従い年次決算書を作成および公表する法人であるか、(B)一社以上の上場企業を擁する、グループ内の資金調達を担当する法人であるか、または(C)銀行の流動性枠から利益を得る証券化ビークルの資金調達を担当する法人であることを条件とする。
- 1.2 ただし、各サブ・ファンドは、(a)純資産の10%を上限として上記1.1に記載されるもの以外の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資すること、ならびに(b)付随的に流動性のある資産を保有することができる。

リスク分散

- 1.3 本投資法人は、リスク分散原則に従い、サブ・ファンドの純資産の10%を超えて単一かつ同一の発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品に投資してはならない。純資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融商品の総価値が、関連サブ・ファンドの純資産価額の40%を超えてはならない。当該制限は、健全性の監督に服する金融機関への預金および同機関との店頭派生商品の取引には適用されない。
- 1.4 本投資法人は、サブ・ファンドの純資産の20%を超えて同一機関への預金に投資してはならない。
- 1.5 店頭派生商品およびEPM技法取引におけるサブ・ファンドの取引相手に関するリスク・エクスポージャーが、(a)取引相手が上記1.1(f)に記載される金融機関である場合にサブ・ファンドの純資産の10%を、(b)その他の場合にサブ・ファンドの純資産の5%を超えてはならない。
- 1.6 サブ・ファンドは、上記1.3、1.4および1.5に定める個々の制限にかかわらず、サブ・ファンドの純資産の20%を超える(a)単一機関により発行される譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、(b)単一機関への預金、および/または(c)単一機関との間で行われる店頭派生商品の取引から生じるエクスポージャーを累計してはならない。
- 1.7 上記1.3に定める10%の上限は、EU加盟国に登記上の事務所を有し、法律により当該国において債券保有者を保護するために策定される公的監督に服する金融機関が発行する特定の債券の場

合、25%に引き上げられる。特に、かかる債券の発行に起因する資金は、法律に従い、債券の存続期間を通じてその発行から発生する金銭債務を十分にカバーし、かつ発行体が債務不履行に陥った場合に元利金の支払を優先的に割り当てられる資産に投資するものとする。さらに、サブ・ファンドが単一かつ同一の発行体の債券に純資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額が、当該サブ・ファンドの純資産の80%を超えてはならない。

- 1.8 上記1.3に定める10%の上限は、EU加盟国もしくはその地方機関、他のOECD加盟国、または一か国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品の場合、35%に引き上げられる。
- 1.9 上記1.7および1.8に定める特別規則に該当する譲渡性のある証券および短期金融商品は、上記1.3に記載されるリスク分散の40%の上限を計算する際には計算に入れない。
- 1.10 上記1.3ないし1.8に定める制限を累計できないため、同一発行体が発行する譲渡性のある証券もしくは短期金融商品または当該機関への預金もしくは派生商品への投資は、いかなる場合も合計でサブ・ファンドの純資産の35%を超えることはない。
- 1.11 指令83/349/EECまたは国際的に認められる会計基準に基づいて定められる連結財務諸表の目的と同じ企業グループに含まれる企業は、上記1.3ないし1.12に記載する上限を計算する目的において、同一の発行体とみなされる。
- 1.12 サブ・ファンドは、累計してその純資産の20%を上限として、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。

(中略)

2. 金融派生商品およびポートフォリオの効率的運用技法の利用

金融派生商品およびEPM技法

(中略)

- 2.24 管理会社は、担保として受領する資産クラスに関するヘアカットの方針を有する。

取締役会は、EPM技法の使用において本投資法人が担保として受領する可能性のある以下の商品一覧を承認し、また、これらの商品に対して以下のヘアカットを適用することを決定した。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
-------	--------------------------

<p>固定利付証券</p> <p>OECD加盟国によりまたはその地方機関によりまたはEU、地域および世界的規模の国際的機関および組織/事業により発行または保証された有価証券</p> <p>格付けされていないスイス国立銀行の銀行手形</p> <p>A-1/P-1以上の格付けを有するコマーシャルペーパー[*]</p> <p>BBB-(ムーディーズ)又はBaa3(スタンダード・アンド・プアーズ)以上の格付けを実際に長期的に保っている固定利付証券[*]</p> <p>政府/州が保証していない債務証券は、一銘柄につき最大20%に制限される。</p>	<p>0%</p>
<p>株式(担保は、UBSの株式または債務証券で構成されてはならない。)</p> <p>集中上限は、売買高(90営業日の期間の平均日次売買高)の3倍</p>	<p>15%</p> <p>(発行された国を問わない。)</p>

(後略)

<訂正後>

本投資法人およびサブ・ファンドは、以下の投資制限に従う。サブ・ファンドの資産の運用は、以下の投資制限の範囲で行われる。

サブ・ファンドには、本書の関連部分に記載された投資制限が追加される可能性がある。

1. 投資対象および投資制限

1.1 本投資法人の投資対象は以下のみとする。

- (a) EU加盟国の証券取引所に正式に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- (b) 他の規制を受ける市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- (c) 証券取引所に正式に上場されているか、または西欧、東欧、アジア、オセアニア、アメリカ大陸もしくはアフリカのいずれかの別の国の規制を受ける市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- (d) 新規発行の譲渡性のある証券および短期金融商品。ただし、(i) 発行条件に、上記1.1(a)、(b)および(c)に記載される証券取引所または規制を受ける市場への正式な上場許可申請を行う旨が盛り込まれていること、ならびに()かかる許可が発行から一年以内に下りることを条件とする。
- (e) EU加盟国に所在しているか否かを問わず、UCITS指令第1条(2)a)およびb)が定義するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券。ただし、(i)かかるその他のUCIが、EU法に規定されるものと同様であるとルクセンブルグの監督当局がみなす監督に服する旨および当局と

の間の協力が十分に保証される旨を定める法律に基づき認可されていること、()かかるその他のUCIの受益者の保護水準がUCITSの受益者に提供されるものと同等であること。特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券と短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS指令の要件と同等であること、()かかるその他のUCIの業務が、報告期間中の資産と負債、収益および事業運営についての評価を行えるように半期報告書および年次報告書で報告されること、()取得が完了しているUCITSまたはその他のUCIの純資産の10%を超えて、そのファンドの規則または設立文書に従い、他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資しないことを条件とする。

- (f) 要求払いができまたは引出権があり、かつ期間が12か月までの金融機関への預金。ただし、金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあること、またはEU非加盟国に金融機関の登記上の事務所がある場合はCSSFがEU法に基づくものと同等とみなす健全性の規則に服していることを条件とする。
- (g) 上記1.1(a)、(b)および(c)に記載される規制を受ける市場で取引されている金融派生商品(同様の現金決済商品を含む。)および/または店頭派生商品。ただし、(i)裏付け商品が、本書に記載される自らの投資目的に基づいてサブ・ファンドが投資することができる上記1.1に挙げる商品、金融指数、金利、外国為替相場または通貨であること、()店頭派生商品の取引相手が、一流の金融機関であること、および()店頭派生商品が、日々行われる信頼できる検証可能な評価の対象であり、本投資法人の戦略に基づき公正価値でいつでも相殺取引により売却、清算または手仕舞いできることを条件とする。
- (h) 規制を受ける市場で取引される短期金融商品以外の短期金融商品。ただし、その発行または発行体自身が投資家および貯蓄の保護のための規制が適用されている場合に限り、また、かかる商品が、(i)EU加盟国の中央、地域、地方の機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合同しくは欧州投資銀行、EU非加盟国、もしくは連邦国家の場合に連邦の加盟国、もしくは一国もしくは複数国のEU加盟国が属する公的国際機関が発行もしくは保証していること、または()上記1.1(a)、1.1(b)もしくは1.1(c)に記載した取引所に上場されているもしくは規制を受ける市場で有価証券が取引されている事業者が発行していること、または()EU法に定められる基準に基づく健全性の監督に服する機関、もしくはEU法に定められるものと少なくとも同程度に厳格であるとCSSFがみなす健全性の規則に服しこれを遵守している機関が発行もしくは保証していること、または()CSSFが承認したカテゴリーに属するその他の発行体が発行していること。ただし、かかる商品への投資には上記の第1文、第2文および第3文に定めるものと同等の投資家保護規則が適用され、発行体が、(A)1,000万ユーロ以上の資本金および準備金を有し、かつ、指令2013/34/EUに従い年次決算書を作成および公表する法人であるか、(B)一社以上の上場企業を擁する、グループ内の資金調達を担当する法人であるか、または(C)銀行の流動性枠から利益を得る証券化ビークルの資金調達を担当する法人であることを条件とする。

- 1.2 ただし、各サブ・ファンドは、(a)純資産の10%を上限として上記1.1に記載されるもの以外の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資すること、ならびに(b)付随的に流動性のある資産を保有することができる。

リスク分散

- 1.3 本投資法人は、リスク分散原則に従い、サブ・ファンドの純資産の10%を超えて単一かつ同一の発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品に投資してはならない。純資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融商品の総価値が、関連サブ・ファンドの純資産価額の40%を超えてはならない。当該制限は、健全性の監督に服する金融機関への預金および同機関との店頭派生商品の取引には適用されない。

- 1.4 本投資法人は、サブ・ファンドの純資産の20%を超えて同一機関への預金に投資してはならない。
- 1.5 店頭派生商品およびEPM技法取引におけるサブ・ファンドの取引相手に関するリスク・エクスポージャーが、(a)取引相手が上記1.1(f)に記載される金融機関である場合にサブ・ファンドの純資産の10%を、(b)その他の場合にサブ・ファンドの純資産の5%を超えてはならない。
- 1.6 サブ・ファンドは、上記1.3、1.4および1.5に定める個々の制限にかかわらず、サブ・ファンドの純資産の20%を超える(a)単一機関により発行される譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、(b)単一機関への預金、および/または(c)単一機関との間で行われる店頭派生商品の取引から生じるエクスポージャーを累計してはならない。
- 1.7 上記1.3に定める10%の上限は、EU加盟国に登録上の事務所を有し、法律により当該国において債券保有者を保護するために策定される公的監督に服する金融機関が発行する特定の債券の場合、25%に引き上げられる。特に、かかる債券の発行に起因する資金は、法律に従い、債券の存続期間を通じてその発行から発生する金銭債務を十分にカバーし、かつ発行体が債務不履行に陥った場合に元利金の支払を優先的に割り当てられる資産に投資するものとする。さらに、サブ・ファンドが単一かつ同一の発行体の債券に純資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額が、当該サブ・ファンドの純資産の80%を超えてはならない。
- 1.8 上記1.3に定める10%の上限は、EU加盟国もしくはその地方機関、他のOECD加盟国、または一か国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品の場合、35%に引き上げられる。
- 1.9 上記1.7および1.8に定める特別規則に該当する譲渡性のある証券および短期金融商品は、上記1.3に記載されるリスク分散の40%の上限を計算する際には計算に入れない。
- 1.10 上記1.3ないし1.8に定める制限を累計できないため、同一発行体が発行する譲渡性のある証券もしくは短期金融商品または当該機関への預金もしくは派生商品への投資は、いかなる場合も合計でサブ・ファンドの純資産の35%を超えることはない。
- 1.11 指令2013/34/EUまたは国際的に認められる会計基準に基づいて定められる連結財務諸表の目的と同じ企業グループに含まれる企業は、上記1.3ないし1.12に記載する上限を計算する目的において、同一の発行体とみなされる。
- 1.12 サブ・ファンドは、累計してその純資産の20%を上限として、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。

(中略)

2. 金融派生商品およびポートフォリオの効率的運用技法の利用

金融派生商品およびEPM技法

(中略)

- 2.24 管理会社は、担保として受領する資産クラスに関するヘアカットの方針を有する。

取締役会は、EPM技法の使用において本投資法人が担保として受領する可能性のある以下の商品一覧を承認し、また、これらの商品に対して以下のヘアカットを適用することを決定した。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
-------	--------------------------

<p>固定利付証券</p> <p>OECD加盟国によりまたはその地方機関によりまたはEU、地域および世界的規模の国際的機関および組織/事業により発行または保証された有価証券</p> <p>格付けされていないスイス国立銀行の銀行手形</p> <p>A-1/P-1以上の格付けを有するコマーシャルペーパー[*]</p> <p>BBB- (ムーディーズ) 又はBaa3 (スタンダード・アンド・プアーズ) 以上の格付けを実際に長期的に保っている固定利付証券[*]</p> <p>政府/州が保証していない債務証券は、一銘柄につき最大20%に制限される。</p>	<p>0 %</p>
<p>株式 (担保は、U B Sの株式または債務証券で構成されてはならない。)</p> <p>集中上限は、売買高 (90営業日の期間の平均日次売買高) の3倍</p>	<p>8 %</p> <p>(発行された国を問わない。)</p>

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

定率報酬がカバーする報酬、コストおよび費用に加え、本投資法人は、以下を含む(これらに限らない。)あらゆる運用費用および管理事務費用を負担する。

- ・ 本投資法人の資産および所得に賦課される可能性があるすべての租税 (適用ある年次税を含む。)
- ・ 本投資法人の資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管手数料。
- ・ 本投資法人のポートフォリオに組み込まれた有価証券その他の資産 (派生商品を含む。) に関する取引に課される通常の銀行手数料 (かかる手数料は、取得価格に加算され、売却価格からは減額される。)
- ・ 本投資法人が適正に負担する手数料、費用およびあらゆる合理的な立替費用。
- ・ 投資主の利益のために行為するに際し本投資法人または管理会社が負担する法務手数料および費用 (疑義を避けるために付言すると、本投資法人またはそのいずれかのサブ・ファンドの組織再編に関する一切の法務手数料および費用を含む。)
- ・ 会計、帳簿の維持および純資産価額の計算コスト
- ・ 年次報告書および半期報告書ならびに適用ある法令に基づき必要なその他の報告書および文書を投資主 (投資証券の実質的保有者を含む。) の利益に適う言語において作成し配布 (印刷は含まない。) するためのコスト。

- ・ 投資主に対する通知作成コストおよび本投資法人の資産管理に関するあらゆる取引コスト（ブローカーの通常の手数料、報酬、租税等）。
- ・ ルクセンブルグ内外における本投資法人の承認および監督に関する手数料およびコスト。
- ・ 定款、英文目論見書、KIIDならびに年次報告書および半期報告書の印刷コストおよび費用、ならびに、定款および本投資法人に関するその他の一切の文書（本投資法人または本投資法人の投資証券募集について管轄権を有するあらゆる機関（各国の証券業協会を含む。）に対する登録届出書、目論見書および説明覚書）を作成および/または提出し、印刷するコストおよび費用。
- ・ 純資産価額の公表および投資者に対する通知の公告に関連するコストおよび費用
- ・ 証券取引所または規制を受ける市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用
- ・ 投資主への配当金支払における手数料およびその他のコスト
- ・ 監査における手数料、コストおよび費用（監査人の報酬および費用を含む。）

本投資法人は、定期的にまたは繰り返し発生する管理事務費用およびその他の費用を、見積額に基づき毎年またはその他のある期間を通じて自身の勘定で負担することがある。

個々のサブ・ファンドおよび/または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求される。コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に対して比例按分ベースで、または本投資法人もしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求される。

個々の投資方針の条件に基づきその他のUCIまたはUCITSに投資可能なサブ・ファンドにおいては、サブ・ファンドと関連する投資先の投資信託双方のレベルにおいて手数料が発生する。その資産が投資される投資先の投資信託の管理報酬は、あらゆるトレイル・フィーを考慮して3.5%を上限とする。管理会社自身、または共同運用もしくは支配または実質的な直接もしくは間接保有による管理会社の関連会社が、直接または間接に運用するファンドの受益証券に投資する場合、かかる投資を行うサブ・ファンドは、投資先の投資信託の発行または買戻しにおける手数料を一切徴収されないことがある。

設立コスト

本投資法人が追加のサブ・ファンドを設定する際に生じる費用は、関連するサブ・ファンドが負担し、5年を超えない期間を通じて償却される。

（後略）

<訂正後>

定率報酬がカバーする報酬、コストおよび費用に加え、本投資法人は、以下を含む（これらに限らない。）あらゆる運用費用および管理事務費用を負担する。

- ・ 本投資法人の資産および所得に賦課される可能性があるすべての租税（適用ある年次税を含む。）。
- ・ 本投資法人の資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管手数料。
- ・ 本投資法人のポートフォリオに組み込まれた有価証券その他の資産（派生商品を含む。）に関する取引に課される通常の銀行手数料（かかる手数料は、取得価格に加算され、売却価格からは減額される。）。
- ・ 本投資法人が適正に負担する手数料、費用およびあらゆる合理的な立替費用。
- ・ 投資主の利益のために行為するに際し本投資法人または管理会社が負担する法務手数料および費用（疑義を避けるために付言すると、本投資法人またはそのいずれかのサブ・ファンドの組織再編に関する一切の法務手数料および費用を含む。）。
- ・ 会計、帳簿の維持および純資産価額の計算コスト

- ・ 年次報告書および半期報告書ならびに適用ある法令に基づき必要なその他の報告書および文書を投資主(投資証券の実質的保有者を含む。)の利益に適う言語において作成し配布(印刷は含まない。)するためのコスト。
- ・ 投資主に対する通知作成コストおよび本投資法人の資産管理に関するあらゆる取引コスト(ブローカーの通常の手数料、報酬、租税等)。
- ・ ルクセンブルグ内外における本投資法人の承認および監督に関する手数料およびコスト。
- ・ 定款、英文目論見書、KIIDならびに年次報告書および半期報告書の印刷コストおよび費用、ならびに、定款および本投資法人に関するその他の一切の文書(本投資法人または本投資法人の投資証券募集について管轄権を有するあらゆる機関(各国の証券業協会を含む。)に対する登録届出書、目論見書および説明覚書)を作成および/または提出し、印刷するコストおよび費用。
- ・ 純資産価額の公表および投資者に対する通知の公告に関連するコストおよび費用
- ・ 証券取引所または規制を受ける市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用
- ・ 投資主への配当金支払における手数料およびその他のコスト
- ・ 監査における手数料、コストおよび費用(監査人の報酬および費用を含む。)

本投資法人は、定期的にまたは繰り返し発生する管理事務費用およびその他の費用を、見積額に基づき毎年またはその他のある期間を通じて自身の勘定で負担することがある。

個々のサブ・ファンドおよび/または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求される。コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に対して比例按分ベースで、または本投資法人もしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求される。

個々の投資方針の条件に基づきその他のUCIまたはUCITSに投資可能なサブ・ファンドにおいては、サブ・ファンドと関連する投資先の投資信託双方のレベルにおいて手数料が発生する。その資産が投資される投資先の投資信託の管理報酬は、あらゆるトレイル・フィーを考慮して3.5%を上限とする。管理会社自身、または共同運用もしくは支配または実質的な直接もしくは間接保有による管理会社の関連会社が、直接または間接に運用するファンドの受益証券に投資する場合、かかる投資を行うサブ・ファンドは、投資先の投資信託の発行または買戻しにおける手数料を一切徴収されないことがある。

サブ・ファンドの継続費用の詳細は主要な投資家向け情報書類(KIID)に記載されている。

設立コスト

本投資法人が追加のサブ・ファンドを設定する際に生じる費用は、関連するサブ・ファンドが負担し、5年を超えない期間を通じて償却される。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

ルクセンブルグ

(中略)

「特定米国人」の用語は、米国市民もしくは米国居住者である個人、または米国内で設立されたもしくは米国法またはいずれかの米国州法に基づき設立されたパートナーシップもしくは法人を意味し、i) 米国内の裁判所が適用法の下、信託の管理事務について実質的に全ての事項に関する命令あるいは判決を宣告する権限を持つ場合、およびii) 一もしくは複数の特定米国人が当該信託、または米

国市民もしくは米国居住者に由来する財産について全ての実質的決定を支配する権限を持つ場合は信託を意味する。本段落は米国内国歳入法により解釈される。

<訂正後>

(前略)

ルクセンブルグ

(中略)

「特定米国人」の用語は、米国市民もしくは米国居住者である個人、または米国内で設立されたもしくは米国法またはいずれかの米国州法に基づき設立されたパートナーシップもしくは法人を意味し、i) 米国内の裁判所が適用法の下、信託の管理事務について実質的に全ての事項に関する命令あるいは判決を宣告する権限を持つ場合、およびii) 一もしくは複数の特定米国人が当該信託、または米国市民もしくは米国居住者に由来する財産について全ての実質的決定を支配する権限を持つ場合は信託を意味する。本段落は米国内国歳入法により解釈される。

DAC 6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント(以下「RCBA」という。)に関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令(EU)2018/822(以下「DAC6」という。)が発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性のあるアレンジメントに関する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC 6により課される要請は2020年7月1日から適用されるが、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントの報告を義務付けられる可能性がある。同通達はEUの仲介業者に対して、RCBA(関係する仲介業者および関係する納税者、すなわちRCBAを利用することができる者の身元確認を行えるようにする情報およびアレンジメントに関する具体的な詳細事項を含む。)に関する情報を現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、ファンドはRCBAに関して認識しているか、所有しているかまたは管理下にあるあらゆる情報を税務当局に開示することを法的に義務付けられる可能性がある。この規制は、必ずしも濫用的租税回避を構成するとは限らないアレンジメントにも適用可能である。

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員の状況

<訂正前>

(2020年2月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレアス・エバーソルド (Andreas Aebersold)	チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	ユービーエス・スイス・エイ・ジー(スイス) エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

クリスティアン・シェーン (Christian Schön)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ 支店 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
ジェレミー・ステンハム (Jeremy Stenham)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	英国ロンドン インディペンデント・ディレクター 公認会計士	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

<訂正後>

(2020年11月20日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレアス・エバーソルド (Andreas Aebersold)	チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	ユービーエス・スイス・エイ・ジー (スイス) エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ 支店 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ 支店 マネージング・ディレクター	該当なし

(注)本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

() 純資産価格の計算

(中略)

g) 関係するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける為替相場の仲値(売買価格の仲値)またはこれを入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場における為替相場の仲値で評価する。

h) 定期預金および信託預金は、その額面に経過利息を加えて評価する。

i) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が二次的な独立の評価を提供する。計算はすべてのキャッシュフロー(流入と流出の双方)の時価(純額)を基準とする。特定の場合に、(ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく)内部計算および/またはブローカーが算出する評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBSのグローバル評価方針に基づき決定される。

取締役会は、本投資法人またはその投資主の利益(例えばマーケット・タイミング取引慣行の排除等)のため正当である場合、本投資法人の資産の価値を調整するために公正価値の算定方法を採用する等、適切な措置を講じることができる。

異常な状況により、上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが判明する場合、本投資法人は、純資産価額を適正に評価するために誠実に選ばれる、一般に認められ、かつ監査可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、ファンド取引日の当日のうちに追加の評価を行うことができ、その後の発行および買戻しにかかる新評価を反映する。

単一のファンド取引日に行われるサブ・ファンドの投資証券クラスのすべてに影響する購入または買戻しの合計が元本の正味の流出入をもたらず場合、関連するファンド取引日におけるサブ・ファンドの投資証券クラスの純資産価額を調整することがある(以下「シングル・スイング・プライシング」という。)。最大調整額は、(調整前)純資産価額の2%である。調整額の確定においては、サブ・ファンドが投資する資産の想定される気配スプレッドだけでなく、サブ・ファンドが負担する可

能性のある取引費用および予想税額を反映する可能性がある。調整対象サブ・ファンドの資本が純流入の場合、このような調整により純資産価額が増加する。調整対象サブ・ファンドの資本が純流出の場合、純資産価額が減少する。取締役会は各サブ・ファンドの基準値を設定することができる。これは、サブ・ファンドの純資産または関連するサブ・ファンドの基準通貨建ての絶対額に対するファンド取引日における純増減により構成される。ファンド取引日において、このような基準値を超過する場合にのみ、純資産価額を調整する。

- () 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止
(後略)

<訂正後>

- () 純資産価格の計算

(中略)

g) 関係するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける為替相場の仲値(売買価格の仲値)またはこれを入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場における為替相場の仲値で評価する。

h) 定期預金および信託預金は、その額面に経過利息を加えて評価する。

i) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が二次的な独立の評価を提供する。計算はすべてのキャッシュフロー(流入と流出の双方)の時価(純額)を基準とする。特定の場合に、(ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく)内部計算および/またはブローカーが算出する評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBSのグローバル評価方針に基づき決定される。

取締役会は、本投資法人またはその投資主の利益(例えばマーケット・タイミング取引慣行の排除等)のため正当である場合、本投資法人の資産の価値を調整するために公正価値の算定方法を採用する等、適切な措置を講じることができる。

異常な状況により、上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが判明する場合、本投資法人は、純資産価額を適正に評価するために誠実に選ばれる、一般に認められ、かつ監査可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、ファンド取引日の当日のうちに追加の評価を行うことができ、その後の発行および買戻しにかかる新評価を反映する。

報酬および手数料ならびに投資先の投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用が入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化による影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる(「シングル・スイング・プライシング」)。

投資証券は通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化による影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。ある評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況に関しては取締役会が裁量権を有している。一般的なルールとして、希薄化調整を実行するための要件は関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に基づいている。取締役会は、既存の受益者(申込みの場合)

または残存する受益者(買戻しの場合)が損害を被る可能性があるとして判断する場合に希薄化調整を行うことができる。特に、希薄化調整は以下の場合に行われることがあるが、これらに限定されない。

(a) サブ・ファンドが継続的に下落している場合(すなわち買戻しによる純流出)。

(b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを受けている場合。

(c) サブ・ファンドの特定の評価日におけるポジションが正味申込みまたは正味買戻しになっている場合。または、

(d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が判断するその他のあらゆる場合。

評価額の調整においては、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドに十分に見合う適切な数値であると取締役会が判断する金額が、サブ・ファンドが正味申込ポジションにある場合は1口当たり純資産価格に加算され、正味買戻ポジションにある場合は投資証券1口当たり純資産価格から控除される。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、()見積み財務費用、()サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および()サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分だけ(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および法域ではバイサイドおよびセルサイドが異なる手数料体系を有することがあるため、最終的な調整額が純流入と純流出とで異なることがある。ただし、調整は基本的に、当該時に適用される投資証券1口当たり純資産価格の最大2%を上限とする。例外的な状況(例えば、市場のボラティリティの上昇および/または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等)においては、これが実勢市場の状況を示すものであり、投資主の最大の利益であることを取締役会が正当化できるのであれば、取締役会は各サブ・ファンドおよび/または各評価日に関連する該当する1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。このような希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。投資者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。

サブ・ファンドの各投資証券クラスの純資産価額は個別に計算されるが、希薄化調整はパーセンテージで見ると各クラスの純資産価額に対して同一の影響を及ぼすことになる。希薄化調整はサブ・ファンドの水準において元本に対して適用されるもので、各個人投資家の取引における特定の状況に関連するものではない。

() 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

(後略)

(5) その他

<訂正前>

(前略)

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

(中略)

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

<訂正後>

(前略)

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

(中略)

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

() ベンチマーク規則

販売目論見書に別段の定めがない限り、販売目論見書の日付においてサブ・ファンドであるグローバル・エクイティおよびグローバル・エクイティ がベンチマークとして使用する指数(規則(EU) 2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」)は、ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者により提供される。

ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu>で入手可能である。

管理会社は、ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合に取りべき措置を記載した計画書の書面を有している。このような計画書の書面は要求に応じて管理会社から無料で入手することができる。

HFR

HFRの指数および内容は情報提供のみを目的としている。HFRの指数および内容に含まれる情報およびデータは様々な第三者としての情報源から入手したものであり、「現状のまま」ベースで提供される。HFRは第三者から提供される情報を監査または検証しない。HFRはHFRの指数および内容におけるデータの信憑性、正確性または信頼性に責任を負わず、これらを保証しない。HFR指数を作成するために使用される構成要素である投資商品またはビークルはいつでも除外できる。データの完全性はHFRの指数および内容を作成するために使用される各金融商品または媒体毎に異なることがある。HFRはHFRの指数および内容を作成するために使用されるデータに誤り、漏れまたは不正確な点がないことを保証していない。HFRはHFRの指数および内容に関するデータの交付が中断されないこと、またはウイルスもしくはその他の有害な構成物もしくは欠陥がないことを保証していない。

HFRの指数および内容における情報は、一切の証券または金融商品もしくはビークルを売買するための募集、勧誘または推奨、あるいは一切の種類の税金または投資の助言もしくは勧告を構成するものではない。HFRの指数および内容を作成するために使用される構成要素としての投資商品またはビークルの過去の運用実績は将来の実績を示唆するものではない。HFRは投資顧問や受託者としての役割を果たすわけではない。

いかなるHFR指数においてもある証券が含まれているためにHFRが当該証券の売買または保有を推奨しているわけではなく、投資上の助言ともみなされない。金融指数に直接投資することはできない。HFR指数が示すエクスポージャーは当該指数に基づく商品または投資商品を通して入手することができる。HFRは、投資プロダクトまたは商品(HFR指数に基づき第三者が提供する投資プロダクトまたは商品を含む。)を後援、承認、販売、宣伝または管理していない。

HFRもその関連会社も、明示であるか黙示であるかを問わず、有価証券全般に投資することの妥当性に関して表明または保証を行うものではなく、HFR指数に基づく投資プロダクトまたは商品が関連する

HFR指数のパフォーマンスを正確に追隨することもしくはプラスの投資リターンをもたらすと表明または保証を行うものでもない。

適用法令で許められる最大範囲内で、HFRは明示であるか黙示であるかを問わず、またはその他を問わず、一切の保証(商品性、特定目的への適合性および非侵害の保証を含むがこれらに制限されない。)を明示的に否認する。HFR指数および内容の使用に起因する損害または損失のリスクを負うのは投資者である。

FTSE Russell

出典：ロンドン証券取引所グループ・ピー・エル・シーおよびそのグループ会社(総称して、以下「LSEグループ」という。)。©2020年LSEグループ。FTSE Russellは、一部のLSEグループ会社の商号である。「FTSE®」は、関連するLSEグループ会社の商標であり、使用許諾に基づきその他のLSEグループ会社により使用されている。FTSE Russellの指数またはデータに関するすべての権利は当該指数またはデータが帰属する各LSEグループ会社により所有されている。LSEグループおよびそのライセンサーのいずれも当該指数またはデータにおける誤りまたは欠落について責任を負わず、いずれの当事者もこの情報に記載される指数またはデータに依拠してはならない。関連するLSEグループ会社の明示的な書面による同意なしにLSEグループからのデータを配布してはならない。LSEグループは、この情報の内容を促進、後援または援助していない。

MSCI

出典：MSCI。MSCI情報は、内部での使用に限定され、いかなる形においても複製または再配布してはならず、いかなる金融商品または金融指数の基準または構成要素として使用してはならない。MSCI情報のいずれも、投資アドバイスまたは何らかの種類の投資判断を行うこと(もしくは行わないこと)の推奨であることを意図しておらず、そのようなものとして依拠してはならない。過去のデータおよび分析は、将来のパフォーマンス、分析、予想または予測の指標または保証として解釈されるべきではない。MSCI情報は、「現状のままで」提供され、この情報の使用者は、当該情報の使用についてのすべてのリスクを負う。MSCI、その各関連会社およびいかなるMSCI情報の編集、計算または作成に関与したまたは関連するその他の各人(総称して、以下「MSCI当事者」という。)は、当該情報に関するすべての保証(創作性、正確性、完全性、適時性、非侵害性、商品性および特定目的への適合性の保証を含むが、これらに限られない。)を明示的に否認する。上記のいずれも損なうことなく、いかなる場合も、MSCI当事者は、直接的、間接的、特別、付随的、懲罰的、派生的(逸失利益を含むが、これに限られない。)またはその他のあらゆる損害賠償について、一切責任を負わないものとする。(www.msribarra.com)

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

<訂正前>

(4) 役員状況

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

（2020年2月末日現在）

氏名	役職名	略歴	所有株式
<u>アンドレ・ミュラー・ ウェグナー</u> (André Müller-Wegner)	<u>チェアマン</u>	<u>UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー（チューリッ ヒ）マネージング・ディレクター</u>	該当なし
<u>アンドレアス・シュラター</u> (Andreas Schlatter)	<u>ヴァイス・チェア マン</u>	<u>スイス、キュッティンゲン、イン ディペンデント・ディレクター、 数学者（博士）</u>	該当なし
<u>パスカル・キストラー</u> (Pascal Kistler)	<u>ディレクター / ボード・メンバー</u>	<u>UBSビジネス・ソリューション ズ・エイ・ジー、チューリッヒ、 マネージング・ディレクター</u>	該当なし
<u>ギルバート・シントゲン</u> (Gilbert Schintgen)	<u>ディレクター / ボード・メンバー</u>	<u>ルクセンブルグ大公国、ルクセン ブルグ、ディレクター</u>	該当なし

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（後略）

<訂正後>

(4) 役員状況

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

（2020年11月20日現在）

氏名	役職名	略歴	所有株式
<u>アンドレ・ヴァレンテ</u> (André Valente)	<u>チェアマン</u>	<u>UBSファンド・マネジメント （スイス）エイ・ジー、バーゼル、 チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー</u>	該当なし
<u>フランチェスカ・ジリ・ プリム</u> (Francesca Gigli Prym)	<u>ディレクター / ボード・メンバー</u>	<u>UBSファンド・マネジメント （ルクセンブルグ）エス・エイ、 ルクセンブルグ、チーフ・ エグゼクティブ・オフィサー</u>	該当なし
<u>クリスティアン・マウラー</u> (Christian Maurer)	<u>ディレクター / ボード・メンバー</u>	<u>UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー、チューリッ ヒ、 プロダクト・マネジメント・ヘッド</u>	該当なし
<u>ギルバート・シントゲン</u> (Gilbert Schintgen)	<u>インディペンデ ント・ディレク ター / ボード・メンバー</u>	<u>ルクセンブルグ大公国、 デュドランジュ、 インディペンデント・ディレクター</u>	該当なし

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(後略)

別紙

<訂正前>

定義

本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

指令78/660/EECとは、特定種類の会社の年次決算に関する協定第54条(3)(g)に基づく1978年7月25日付理事会指令78/660/EEC(随時改正済)をいう。

指令83/349/EECとは、連結決算に関する協定第54条(3)(g)に基づく1983年6月13日付理事会指令83/349/EEC(随時改正済)をいう。

エクイティ投資対象とは、以下をいう。

- (1) 証券取引所での公式な取引が認められているか、または金融商品市場における2004年4月21日付の欧州議会および理事会指令2004/39/ECが定義する「規制を受ける市場」の基準を満たす他の組織化された市場での取引が認められているか、もしくは当該市場で取引されている企業の株式(預託証券を除く。)
- (2) () 法人税の課税対象であり、かつ課税免除の対象になっていないEU加盟国もしくは欧州経済地域の加盟国の居住者、または() 15%以上の法人税の課税対象である他の国の居住者である企業の株式(不動産会社を除く。)
- (3) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)および/またはその他のUCIであり、かつパートナーシップではないオルタナティブ投資ファンド(「AIF」)の中で、各々の投資条件に記載される通りその価格の51%以上をエクイティ投資対象に継続的に投資するもの(「エクイティ・ファンド」)の受益証券。ファンドが保有するエクイティ・ファンドの受益証券の51%をエクイティ投資対象として算入する。
- (4) UCITSおよび/またはその他のUCIであり、かつパートナーシップではないオルタナティブ投資ファンド(「AIF」)の中で、各々の投資条件に記載される通りその価格の25%以上をエクイティ投資対象に継続的に投資するもの(「ミックス・ファンド」)の受益証券。ファンドが保有するミックス・ファンドの受益証券の25%をエクイティ投資対象として算入する。
- (5) エクイティ投資対象の比率を関連する投資条件の中で開示しているエクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券。
- (6) エクイティ投資対象の比率を日次ベースで開示しているエクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券。

その他のUCIであり、かつパートナーシップではないUCITSおよび/またはAIFの受益証券は、上記(3)、(4)、(5)および(6)項に記載される場合以外はエクイティ投資対象であるとみなされない。

本項の目的上、販売目論見書に規定される証券貸付プログラムを通じて貸し付けるエクイティ投資対象はエクイティ投資対象の比率に含まれない。

一流金融機関とは、本投資法人が選定する一流の金融機関で、店頭派生商品取引に関して慎重な監督に服し、かつ、CSSFにより承認されたカテゴリーに属しており、このような種類の取引を専門にしている機関をいう。

短期金融商品とは、金融市場で通常取引される商品で、流動性があり、かつ、常時正確に算定できる価額を有する商品をいう。

OECDとは、経済協力開発機構をいう。

OECD加盟国とは、OECDに加盟している国をいう。

店頭とは、店頭(over-the-counter)をいう。

店頭派生商品とは、店頭で取引される金融派生商品をいう。

規制を受ける市場とは、規制を受け、定期的に運営され、認可されおよび公開されているEEAに開設された金融商品市場その他の市場に関する2004年4月21日付理事会指令2004/39/EECに定義された規制を受ける市場をいう。

譲渡性のある証券とは、株式その他株式同様の証券、債券その他の債務証券、2010年法第42条に記載された技法および手段以外の引受けまたは交換による譲渡性のある証券の取得権が付帯する他の流通証券をいう。

UCIとは、EU加盟国に所在しているか否かを問わず、UCITS指令第1条(2)a)およびb)の意味における投資信託をいう。ただし、かかるUCIが、EU法に規定されるものと同等であるとCSSFがみなす監督に服する旨および政府機関との間の協力が十分に保証される旨が定められた法律に基づき認可されていること、かかるUCIの受益者の保護水準が、UCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券と短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS指令の要件と同等であること、かかるUCIの業務が、報告期間中の資産と負債、収益および事業運営についての評価を行うことができるように半期報告書および年次報告書で報告されることを条件とする。

UCITSとは、UCITS指令に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託をいう。

UCITS指令とは、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付の欧州議会および理事会の指令2009/65/ECをいう。

<訂正後>

定義

本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

指令2013/34/EUとは、特定の種類の投資信託の年次財務諸表、連結財務諸表および関連する報告書に関する2013年6月26日付理事会指令2013/34/EUをいう。

エクイティ投資対象とは、以下をいう。

- (1) 証券取引所での公式な取引が認められているか、または金融商品市場における2014年5月15日付の欧州議会および理事会指令2014/65/EUが定義する「規制を受ける市場」の基準を満たす他の組織化された市場での取引が認められているか、もしくは当該市場で取引されている企業の株式(預託証券を除く。)
- (2) () 法人税の課税対象であり、かつ課税免除の対象になっていないEU加盟国もしくは欧州経済地域の加盟国の居住者、または() 15%以上の法人税の課税対象である他の国の居住者である企業の株式(不動産会社を除く。)
- (3) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)および/またはその他のUCIであり、かつパートナーシップではないオルタナティブ投資ファンド(「AIF」)の中で、各々の投資条件に記載される通りその価格の51%以上をエクイティ投資対象に継続的に投資するもの(「エクイティ・ファンド」)の受益証券。ファンドが保有するエクイティ・ファンドの受益証券の51%をエクイティ投資対象として算入する。
- (4) UCITSおよび/またはその他のUCIであり、かつパートナーシップではないオルタナティブ投資ファンド(「AIF」)の中で、各々の投資条件に記載される通りその価格の25%以上をエクイティ投資対象に継続的に投資するもの(「ミックス・ファンド」)の受益証券。ファンドが保有するミックス・ファンドの受益証券の25%をエクイティ投資対象として算入する。
- (5) エクイティ投資対象の比率を関連する投資条件の中で開示しているエクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券。
- (6) エクイティ投資対象の比率を日次ベースで開示しているエクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券。

その他のUCIであり、かつパートナーシップではないUCITSおよび/またはAIFの受益証券は、上記(3)、(4)、(5)および(6)項に記載される場合以外はエクイティ投資対象であるとみなされない。

本項の目的上、販売目論見書に規定される証券貸付プログラムを通じて貸し付けるエクイティ投資対象はエクイティ投資対象の比率に含まれない。

一流金融機関とは、本投資法人が選定する一流の金融機関で、店頭派生商品取引に関して慎重な監督に服し、かつ、CSSFにより承認されたカテゴリーに属しており、このような種類の取引を専門にしている機関をいう。

短期金融商品とは、金融市場で通常取引される商品で、流動性があり、かつ、常時正確に算定できる価額を有する商品をいう。

OECDとは、経済協力開発機構をいう。

OECD加盟国とは、OECDに加盟している国をいう。

店頭とは、店頭(over-the-counter)をいう。

店頭派生商品とは、店頭で取引される金融派生商品をいう。

規制を受ける市場とは、金融商品市場に関する2014年5月15日付理事会指令2014/65/EUに定義された規制を受ける市場をいう。

譲渡性のある証券とは、株式その他株式同様の証券、債券その他の債務証券、2010年法第42条に記載された技法および手段以外の引受けまたは交換による譲渡性のある証券の取得権が付帯する他の流通証券をいう。

UCIとは、EU加盟国に所在しているか否かを問わず、UCITS指令第1条(2) a) および b) の意味における投資信託をいう。ただし、かかるUCIが、EU法に規定されるものと同等であるとCSSFがみなす監督に服する旨および政府機関との間の協力が十分に保証される旨が定められた法律に基づき認可されていること、かかるUCIの受益者の保護水準が、UCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券と短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS指令の要件と同等であること、かかるUCIの業務が、報告期間中の資産と負債、収益および事業運営についての評価を行うことができるように半期報告書および年次報告書で報告されることを条件とする。

UCITSとは、UCITS指令に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託をいう。

UCITS指令とは、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付の欧州議会および理事会の指令2009/65/ECをいう。